
平成28年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成28年3月17日 (木曜日)

議事日程 (第5号)

平成28年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第2号 平成27年度築上町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第2 議案第3号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第3 議案第4号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第5号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第6号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第7号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第8号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第9号 平成27年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第10号 平成28年度築上町一般会計予算について
- 日程第10 議案第11号 平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第12号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第13号 平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第14号 平成28年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第15号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第16号 平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第17号 平成28年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第18号 平成28年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第19号 築上町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第20 議案第21号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第22号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第23号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 築上町固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第28号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第29号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第30号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第31号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第32号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第33号 築上町過疎地域自立促進計画について
- 日程第33 議案第34号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について
- 日程第34 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第36号 町道路線の廃止について
- 日程第36 議案第37号 町道路線の変更について
- 日程第37 議案第41号 築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第42号 豊前広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び豊前広域環境施設組合規約の変更について
- 日程第39 議案第43号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第40 議案第44号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第41 議案第45号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第42 議案第46号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第43 議案第47号 築上町農業委員会委員の任命について

- 日程第44 議案第48号 築上町農業委員会委員の任命について
日程第45 議案第49号 築上町農業委員会委員の任命について
日程第46 議案第50号 築上町農業委員会委員の任命について
日程第47 議案第51号 築上町農業委員会委員の任命について
日程第48 議案第52号 築上町農業委員会委員の任命について
日程第49 議案第53号 築上町農業委員会委員の任命について
日程第50 議案第54号 築上町農業委員会委員の任命について
日程第51 議案第55号 築上町農業委員会委員の任命について
日程第52 議案第56号 築上町農業委員会委員の任命について

(追加分)

- 日程第53 常任委員会の閉会中の継続審査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号 平成27年度築上町一般会計補正予算(第6号)について
日程第2 議案第3号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第3 議案第4号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
日程第4 議案第5号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第5 議案第6号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第6 議案第7号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第7 議案第8号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第8 議案第9号 平成27年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
日程第9 議案第10号 平成28年度築上町一般会計予算について
日程第10 議案第11号 平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
日程第11 議案第12号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
日程第12 議案第13号 平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について

- 日程第13 議案第14号 平成28年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第15号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第16号 平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第17号 平成28年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第18号 平成28年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第19号 築上町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第22号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第22 議案第23号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第24 議案第25号 築上町固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第27 議案第28号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第29号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第30号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第30 議案第31号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第32号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第32 議案第33号 築上町過疎地域自立促進計画について
- 日程第33 議案第34号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の
締結に関する協議について
- 日程第34 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第36号 町道路線の廃止について
- 日程第36 議案第37号 町道路線の変更について
- 日程第37 議案第41号 築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第38 議案第42号 豊前広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び豊前広域環境施設組合規約の変更について
- 日程第39 議案第43号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第40 議案第44号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第41 議案第45号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第42 議案第46号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第43 議案第47号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第44 議案第48号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第45 議案第49号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第46 議案第50号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第47 議案第51号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第48 議案第52号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第49 議案第53号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第50 議案第54号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第51 議案第55号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第52 議案第56号 築上町農業委員会委員の任命について
- (追加分)
- 日程第53 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員 (14名)

1番 小林 和政君	2番 宗 晶子君
3番 宮下 久雄君	4番 有永 義正君
5番 信田 博見君	6番 鞆野 希昭君
7番 池亀 豊君	8番 工藤 久司君
9番 丸山 年弘君	10番 田原 宗憲君
11番 吉元 成一君	12番 塩田 文男君
13番 武道 修司君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君

係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			神崎 博子君
総務課長	則行 一松君	財政課長	八野 繁博君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	柿本直保美君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	加藤 秀隆君
福祉課長	平塚 晴夫君	産業課長	今富 義昭君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	吉留梯一郎君
総合管理課長	塩田 健治君	環境課長	進 信博君
農業委員会事務局係長			西畑 尚幸君
商工課長	中野 康弘君	学校教育課長	繁永 和博君
生涯学習課長	吉元 保美君	監査事務局長	永野 賀子君

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は、14名です。定数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第2号平成27年度築上町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案所管分について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第2号平成27年度築上町一般会計補正予算（第6号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、マイナンバー関連の予算について反対意見がありましたが、採決の結果賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第2号平成27年度築上町一般会計補正予算（第6号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、社会保障税番号制度関連、地方創生加速化交付金事業が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 9月議会、12月議会でも反対理由を述べましたように、マイナンバー制度導入に伴う予算を含んでいるということで、反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お座りください。起立多数です。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第3号平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第3号平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本案について慎重に審査した結果、繰入れ基準額策定に伴う一般会計繰入金増額及び過年度国県返納金の確定に伴う償還金の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第3号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第4号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第4号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第4号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第5号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第5号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業

特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第5号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。
これより討論を行います。反対意見のある方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。
これより、議案第5号について採決を行います。
本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第6号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第6号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第6号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について。本案について当委員会では慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。
これより討論を行います。反対意見のある方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第6号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第7号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第7号平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第7号、本案につきましても慎重に審査した結果、人勸に伴う人件費の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第7号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第8号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第8号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第8号も、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額が主なものであります。原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第8号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第9号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、議案第9号平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第9号平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について。本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第9号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第10号平成28年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案所管分について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第10号平成28年度築上町一般会計予算について。所管の項目について慎重に審査した結果、経常的な経費、保育所建設事業、有機液肥製造施設建設事業、築城中学校建設事業等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第10号平成28年度築上町一般会計予算所管分の項目について慎重に審査した結果、経常的経費、特定防衛施設周辺整備事業交付金事業、辺地対策事業などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） 平成28年度築上町一般会計予算について反対の討論をいたします。

全体的に言えば当初予算ということもあり、重要な予算ではありますが、この中に、築城中学校建設の予算が入っています。私は前々から中学校は統合すべきということで主張してまいりました。今まで設計等の予算がすぎ込まれてきましたが、建設がいざ始まると途中でやめるというわけにはいきません。これが最後の反対になるのかなということ、反対をしたいというふうに思っています。

特に子供たちが減少していつてる状況、また、本年度も人数が少なくなる等、いろいろな問題が山積していると思います。このような状況下の中で、中学校建設は約20億もの費用は、無駄な投資になりかねないということもあり、再度、もう一度統合ということを経営部、教育委員会のほうに検討をぜひともしていただきたいという観点から反対をいたしたいと思っておりますので、よ

ろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 今、武道議員のほうから、統合問題について述べられましたが、校舎建設については、緊急にしないと危険な状態であるということも皆さん十分承知だと思いますし、まず、補正の中にも、ほかにも問題点があるという指摘もしましたが、その中ではちゃんとクリアできるように回答いただいたということで、ぜひこの補正予算を通さなければ、早急の中学校の建設はできないということで、賛成の立場から討論いたします。

○議長（田村 兼光君） 皆さんにお諮りしますけど、大体従来は反対討論があつて、賛成討論があつてから、議事進行しよつたよね。まだ反対討論する方ある。もういいやろ。吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 反対者が1名おつて討論します、賛成者がおつて討論します。ここで反対の討論があればほかに賛成者がおれば賛成の討論もすべきだと思います。しかし、反対があつて、もう賛成だということから、先ほどから意見がないということで、あと判断に任せるといふことでいいんじゃないですか。とりあえず反対の方おられますか。ほかにつて。

○議長（田村 兼光君） ほかに、反対意見の方おられます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） なしね。これで、討論を終わります。

これより、議案第10号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お座りください。起立多数です。よつて、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号

○議長（田村 兼光君） 日程第10、議案第11号平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第11号平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。本案について慎重に審査した結果、滞納金の発生原因が明確にされていないとの反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 滞納額の原因究明、責任が明確にされていないということを反対理由として、反対討論とします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 総務委員会でも、税務担当者からいろんな説明がありまして、執行部としては、専門的な知識を持った人に指導いただいて、徴収については、しっかり、ちょっと厳しいんじゃないかなと、町長から発言が出るぐらい厳しい取り扱いをしているということを知っていますので、今後、滞納金について、時効が成立しないように、督促をしたりとか、そういった法的手続きをとるということを前提に置いて、私は賛成討論といたします。

○議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第12号

○議長（田村 兼光君） 日程第11、議案第12号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第12号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について。本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第12号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第13号

○議長（田村 兼光君） 日程第12、議案第13号平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第13号平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてであります。本案について、当委員会では慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第13号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第14号

○議長（田村 兼光君） 日程第13、議案第14号平成28年度築上町壺園事業特別会計予算に

ついてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第14号平成28年度築上町霊園事業特別会計予算について。本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第14号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第15号

○議長（田村 兼光君） 日程第14、議案第15号平成28年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第15号平成28年度築上町国民健康保険特別会計予算について。本案について慎重に審査した結果、高い保険料で予算が組まれているとの反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 12月議会の一般質問でも述べさせていただきましたように、高い国民健康保険税を前提とした予算であるということで、反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） ないようです。これで、討論を終わります。

これより、議案第15号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第16号

○議長（田村 兼光君） 日程第15、議案第16号平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第16号平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について。本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第16号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第17号

○議長（田村 兼光君） 日程第16、議案第17号平成28年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第17号平成28年度築上町水道事業会計予算について。本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第17号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17. 議案第18号

○議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第18号平成28年度築上町下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第18号平成28年度築上町下水道事業会計予算について。本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第18号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第19号

○議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第19号築上町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第19号築上町行政不服審査会条例の制定についてであります。本案につきましても慎重に審査した結果、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定するものであります。原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第19号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 議案第20号

○議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第20号築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第20号築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。本案について慎重に審査した結果、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第20号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20. 議案第21号

○議長（田村 兼光君） 日程第20、議案第21号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第21号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案について慎重に審査した結果、行政不服審査会の全てを改正する法律の施行に伴う、不服審査申し立て行動の見直しにより条例の一部を改正する必要があるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第21号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第21. 議案第22号

○議長（田村 兼光君） 日程第21、議案第22号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第22号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案につきましても、当委員会では慎重に審査した結果、学校教育法などの一部を改正する法律の施行に伴い、育児または介護を行う職員の勤務要件が改められることにより、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第22号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22. 議案第23号

○議長（田村 兼光君） 日程第22、議案第23号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第23号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案につきまして慎重に審査した結果、行政不服審査法の全てを改正する法律の施行に伴い、行政不服審査会を設置することから、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定い

たしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第23号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23. 議案第24号

○議長（田村 兼光君） 日程第23、議案第24号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第24号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について慎重に審査した結果、人事院勧告制度を尊重し、適切な改正を行うため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第24号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24. 議案第25号

○議長（田村 兼光君） 日程第24、議案第25号築上町固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第25号築上町固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案について慎重に審査した結果、行政不服審査会の全てを改正する法律の施行に伴い、文言等を改めるため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第25号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第25. 議案第26号

○議長（田村 兼光君） 日程第25、議案第26号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第26号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案について慎重に審査した結果、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、排水の水質基準が強化されるため、条例の一部を改正する必要があります。慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第26号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26. 議案第27号

○議長（田村 兼光君） 日程第26、議案第27号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第27号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について慎重に審査した結果、後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者の保険料の軽減を後期高齢者医療制度が廃止されるまで行うため、条例の一部を改正する必要があるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第27号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27. 議案第28号

○議長（田村 兼光君） 日程第27、議案第28号築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第28号築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案について慎重に審査した結果、指定管理を適切に行うため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第28号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28. 議案第29号

○議長（田村 兼光君） 日程第28、議案第29号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第29号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について。本案について慎重に審査した結果、年末年始の休館日を類似施設と統一するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第29号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29. 議案第30号

○議長（田村 兼光君） 日程第29、議案第30号築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第30号築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について。本案について慎重に審査した結果、年末年始の休館日を類似施設と統一するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第30号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30. 議案第31号

○議長（田村 兼光君） 日程第30、議案第31号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第31号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について。本案について慎重に審査した結果、休館日を週2日から週1日に変更するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第31号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第31. 議案第32号

○議長（田村 兼光君） 日程第31、議案第32号築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第32号築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について慎重に審査した結果、職員の所有にかかわる住宅に対する居住手当について国の制度と同様にするため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第32号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第32. 議案第33号

○議長（田村 兼光君） 日程第32、議案第33号築上町過疎地域自立促進計画についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第33号築上町過疎地域自立促進計画について。本案について慎重に審査した結果、過疎地域自立促進特別措置法が5年間延長されたことに伴い、計画を策定したものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第33号築上町過疎地域自立促進計画についてであります。本案につきまして慎重に審査した結果、過疎地域の自立促進特別措置法の延長に伴い、本町においても地域の自立促進を図るため、5年間の計画を策定したものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第33号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第33. 議案第34号

○議長（田村 兼光君） 日程第33、議案第34号連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第34号連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について。本案について慎重に審査した結果、中心市に成長戦略を担わせることによって周辺地域の行政サービスの後退につながる恐れがある等の反対意見がありましたが、採決の結果賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第34号連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議についてであります。北九州市を中心とした都市圏域の形成に向け、連携協約を締結するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 政府は、連携中枢都市圏の中心市は圏域全体の経済の牽引力、高次都市機能の集積強化の役割を担うと言っています。議案の中に示された役割分担の内容も、甲、北九州市が主体的に推進する、乙、築上町が甲と協力して甲の取り組みに協力する等となっております。これは吸収されてしまうんじゃないか、主従の関係になってしまうんじゃないか、連携中枢都市圏構想の連携協約が進めば進むほど、中心市は圏域全体の立場から、周辺市町村が行っている行政機能に対して、変更や縮小、放棄を求めてくるようなことになるのではないかと強く懸念いたします。

以上の理由で、本議案については、反対をいたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。（発言する者あり）

これより、議案第34号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（田村 兼光君） 起立多数です。お座りください。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。（発言する者あり）

日程第34. 議案第35号

○議長（田村 兼光君） 日程第34、議案第35号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。本案について慎重に審査した結果、上城井活性化センター管理を引き続き上城井ふれあい協議会に行うものであり、議案第35号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第35号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第35. 議案第36号

○議長（田村 兼光君） 日程第35、議案第36号町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第36号町道路線の廃止について。用地が国有

地であり、防衛省の管理道路であるため、路線を廃止するものであり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第36号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第36. 議案第37号

○議長（田村 兼光君） 日程第36、議案第37号町道路線の変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第37号町道路線の変更について。本案について慎重に審査した結果、築城3号線の終点を延長し、下別府地域線と連携するため、路線を変更するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第37号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第37. 議案第41号

○議長（田村 兼光君） 日程第37、議案第41号築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第41号築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案について慎重に審査した結果、行政不服審査会の全てを改正する法律の施行に伴う不服申し立て行動の見直しにより、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第41号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第38. 議案第42号

○議長（田村 兼光君） 日程第38、議案第42号豊前広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び豊前広域環境施設組合同規約の変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第42号豊前広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び豊前広域環境施設組合同規約の変更についてを報告いたします。本案について慎重に審査した結果、廃棄物処理事業等の許可権限を町が行うため、規約を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第42号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、一区切りつきましたので、暫時休憩、トイレ休憩といたします。開始は、11時15分だな。

午前11時05分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（田村 兼光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第39. 議案第43号

○議長（田村 兼光君） 日程第39、議案第43号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に、吉留康次氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票により同意、不同意を本日決定したいと思います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、6番、鞆野希昭議員、7番、池亀豊議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。（発言する者あり）そうよな。（発言する者あり）そやけどもう、今までこれでやったけん、人事案件やき丁寧に行く。（発言する者あり）そうしようか。皆さんそれでいいですか。（発言する者あり）ならそれでいきます。ぐずぐずせんでよ行こ。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しないもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは皆さん記入して、記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） 終わりましたか。

それでは開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意が10票、不同意が3票、したがって、議案第43号の築上町農業委員会委員に吉留康次氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第40. 議案第44号

○議長（田村 兼光君） 日程第40、議案第44号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に、上森勇三氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいものは、白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

○議長（田村 兼光君） 投票用紙をもらったらすぐ記入して投票してください。

[議員投票]

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では開票を行います。

立会人の方はお願いします。

[開票]

○議長（田村 兼光君） 投票の結果報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意が12票、不同意が1票、したがって、議案第44号の築上町農業委員会に上森勇三氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第41. 議案第45号

○議長（田村 兼光君） 日程第41、議案第45号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に、永井洋介氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

では、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

○議長（田村 兼光君） 投票用紙をもらったらすぐ記入して、順次投票してください。

[議員投票]

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では開票を行います。

立会人の方はお願いします。

[開票]

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意が10票、不同意が

3票、したがって、議案第45号の築上町農業委員会委員に永井洋介氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第42. 議案第46号

○議長（田村 兼光君） 日程第42、議案第46号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に、山崎千恵氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいものは、白票は不同意とみなします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） それでは記入してください。記入しましたら順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意が10票、不同意が3票、したがって、議案第46号の築上町農業委員会に山崎千恵氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第43. 議案第47号

○議長（田村 兼光君） 日程第43、議案第47号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に、椎葉千亜紀氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） それでは、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意が10票、不同意が3票、したがって、議案第47号の築上町農業委員会委員に椎葉千亜紀氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第44、議案第48号

○議長（田村 兼光君） 日程第44、議案第48号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会委員に、椎野洋文氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意が10票、不同意が3票、したがって、議案第48号の築上町農業委員会委員に椎野洋文氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第45. 議案第49号

○議長（田村 兼光君） 日程第45、議案第49号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に、後田幸政氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

○議長（田村 兼光君） 投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

〔投票用紙配付〕

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意が10票、不同意が3票、したがって、議案第49号の築上町農業委員会委員に後田幸政氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第46. 議案第50号

○議長（田村 兼光君） 日程第46、議案第50号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に、蛭崎幸生氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

○議長（田村 兼光君） 投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入して順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意が12票、不同意が1票、したがって、議案第50号の築上町農業委員会委員に蛭崎幸生氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第47. 議案第51号

○議長（田村 兼光君） 日程第47、議案第51号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会委員に、大石正紘氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

○議長（田村 兼光君） では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意が11票、不同意が2票、したがって、議案第51号の築上町農業委員会委員に大石正紘氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第48. 議案第52号

○議長（田村 兼光君） 日程第48、議案第52号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会委員に、吉田俊明氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思いません。

○議長（田村 兼光君） 投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票がゼロ。有効投票のうち、同意が11票、不同意が2票、したがって、議案第52号の築上町農業委員会委員に吉田俊明氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第49. 議案第53号

○議長（田村 兼光君） 日程第49、議案第53号築上町農業委員会委員の任命についてを議題

とします。

本案は、築上町農業委員会委員に、久保康光氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思いません。

○議長（田村 兼光君） 投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意が9票、不同意が4票、したがって、議案第53号の築上町農業委員会委員に久保康光氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第50、議案第54号

○議長（田村 兼光君） 日程第50、議案第54号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会委員に、木本昌廣氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思いません。

○議長（田村 兼光君） 投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印を、どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

[議員投票]

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では開票を行います。

立会人の方はお願いします。

[開票]

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意が10票、不同意が3票、したがって、議案第54号の築上町農業委員会委員に木本昌廣氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第51. 議案第55号

○議長（田村 兼光君） 日程第51、議案第55号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会委員に、宮野葵氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

○議長（田村 兼光君） 投票箱の点検を願います。

[投票箱点検]

○議長（田村 兼光君） 投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

[議員投票]

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では開票を行います。

立会人の方はお願いします。

[開票]

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意が8票、不同意が5票、したがって、議案第55号の築上町農業委員会委員に宮野葵氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第52. 議案第56号

○議長（田村 兼光君） 日程第52、議案第56号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会委員に、門田修身氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

○議長（田村 兼光君） 投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意が9票、不同意が4票、したがって、議案第56号の築上町農業委員会委員に門田修身氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第53. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第53、常任委員会の閉会中の継続審査についてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続審査については、委員会付託を省略し、本日採決することと決定しました。

日程第53、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがってそれぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議場の出入り口を開けてください。

〔議場開鎖〕

○議長（田村 兼光君） ここで、このたび新たに教育委員会委員の任命に同意されました永井さんと農業委員会委員の任命に同意されました方々を紹介します。議場にお入りください。

〔教育委員会委員、農業委員会委員 入場〕

○議長（田村 兼光君） 執行部より紹介を願います。町長。

○町長（新川 久三君） このたび、教育委員さんに、皆さんの同意をいただきました永井さんでございませう。永井さん、一言。

○教育委員会委員（永井 和美君） こういう場は初めてなので、経験がないので、皆さん御迷惑かけますけどよろしくお願ひします。（拍手）

○議長（田村 兼光君） それでは、執行部より紹介をお願いします。

○総務課長（則行 一松君） それでは、今回、農業委員に同意をしていただきました皆様方を御紹介させていただきます。吉留康次氏でございませう。（拍手）

そしたら、お名前だけ続けて御紹介させていただきたいと思ひます。

上森勇三様、永井洋介様、山崎千恵様、椎葉千亜紀様、椎野洋文様、後田幸政様、蛭崎幸生様、大石正紘様、吉田俊明様——吉田俊明さんは所用のため欠席をされておひます。久保康光様、木本昌廣様、宮野葵様、門田修身様。

以上、本日は13名の方に御出席をしていただひておひます。（拍手）

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

ここで、町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（新川 久三君） 皆様、3月2日から14日間、誠心誠意、議案の審議をいただき、全議案可決いただきました。また、人事案件についても御同意を全ていただきました。ありがとうございました。

新年度予算執行、できるだけ速やかに、次から次と執行してまいりたいと、このように考える次第でございませう。また、今後28年の行政執行についても、議員の皆様方の協力をいただきな

がら、町民の幸せ、そして、安全のために頑張ってもらいたいと、このように考えております。
よろしく願い申し上げます。

それでは、また、3月いっぱい退職する課長がおりますんで、ちょっと挨拶をさせますんで、皆さんのいろんな協力いただきまして、ありがとうございましたっちゅうことでございますので、ちょっと退職の課長、前に。

じゃあ、1人ずつ、一言ずつ挨拶させますんでよろしく願いします。

〔退職者挨拶〕

○議長（田村 兼光君） 皆様方、長年、ありがとうございました。

これで、平成28年第1回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後0時11分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員